

# 帯広市消費生活安定条例の改正骨子について

帯広市の消費者施策を充実し、総合的かつ効果的な推進を図るため、「帯広市消費生活安定条例」を改正します。

## 1 はじめに

私たちの日々の生活は必要な商品やサービスを消費することで成り立っており、消費生活は最も基本的で重要な行動といえます。

消費生活においては、安全な商品が、適正な取引及び価格によって消費者に提供されるとともに、トラブルがあった場合には速やかに適切な処理がなされることが必要です。

このため、帯広市では、「消費者保護基本法（昭和43年制定）」にのっとり、昭和59年に「帯広市消費生活安定条例」を制定し、市民の消費生活の安定と向上のため、消費者施策を推進してきました。

## 2 条例改正の必要性

かつて、消費者問題は商品の安全性やその品質に関わるものが主でしたが、近年、消費経済活動の多様化に伴い悪質商法や振り込め詐欺等が増加し、また、企業不祥事による問題や消費者事故が増加するなど、消費者を取り巻く社会状況が大きく変化しました。

国においては、平成16年に、それまでの消費者保護を主要な施策とした「消費者保護基本法」から、消費者の自立支援の推進を加えた「消費者基本法」へと抜本的に改正され、平成21年に「消費者安全法」が制定されるなど、消費者関係法の整備が行われました。

また、昨年、「消費者庁」が創設され、消費者被害の防止や隙間事案への対応が図られているほか、地方における消費生活センターの整備・充実などが進められています。

こうしたことから、本市においては、消費者を取り巻く社会状況の変化に対応した消費者施策をより推進するため、「帯広市消費生活安定条例」を改正する必要があります。

## 3 条例改正の目的

消費者施策を時代に即した実効性のある内容に見直すとともに、「消費者基本法」や関係法との整合を図り、総合的かつ効果的に施策を推進することにより、市民の消費生活の安定と向上を図るため条例を改正しようとするものです。

## 4 条例改正の主な内容

2ページに「帯広市消費生活安定条例」の改正骨子の概要を示し、3ページ以降に詳しい説明を記載しています。

### (1) 新たに規定する事項

- ア 条例の基本となる「消費者の権利」や考え方を示すため、「基本理念」を新設します。
- イ 計画的に消費者施策を推進するため、「消費者施策の推進に関する計画」を策定します。
- ウ 消費生活相談機能を充実するため、「消費生活センター」を条例で位置付けます。

### (2) 見直しする事項

- ア 消費者の安全確保、取引行為や事業活動の適正化などの「消費者の権利擁護に関する施策」を見直し充実します。
- イ 消費者がより自主的・合理的に判断し行動できるようにするため、情報の提供、啓発、教育、自主活動の促進などの「消費者の自立支援に関する施策」を見直し充実します。

# ◎帯広市消費生活安定条例の改正骨子（概要）

## 消費生活の安定向上

帯  
広  
市  
消  
費  
生  
活  
安  
定  
条  
例

新たに規定する事項

### 1.基本理念

・消費者の安全が確保される権利など、尊重されるべき権利を明記します。

### 2.相互理解と協力

・市、事業者、消費者等の責務等を相互に理解し、協力します。

### 3.他の地方公共団体等との協力

・連携し消費者施策を推進します。

### 4.消費者施策の推進に関する計画策定

・計画的な消費者施策を推進します。

### 5.消費生活センター

・設置、位置付け、機能等を明確にします。

### 1.消費者の権利擁護

・消費者の安全確保、取引行為の適正化、事業活動の適正化、物価の安定等の対策を行います。  
・消費者被害の救済等を明確にします。

### 2.消費者の自立支援

・消費者被害の防止のための情報提供や教育、啓発活動を行います。  
・環境の保全と資源等の有効利用に関する啓発を行います。  
・消費者団体の自主的な活動が促進されるよう必要な支援に努めます。  
・消費者の意見・要望等を把握し、消費者施策に反映するよう努めます。

### 3.その他の事項

・事業者の責務等を見直します。  
・事業者団体の役割を明確にします。  
・消費者団体の役割を明確にします。

見直しする事項

改  
正  
条  
例

## 5 条例に新たに規定するもの

### (1) 基本理念

次に掲げる基本理念を規定します。

- ・消費者の安全が確保される権利、公正な取引により良質な商品やサービスが提供される権利、必要な情報及び教育の機会が提供される権利、意見が消費者施策に反映される権利、被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済される権利
- ・消費者の年齢その他の特性への配慮
- ・高度情報通信社会や国際化の進展への的確な対応
- ・消費生活における環境への配慮

【説明】条例の基本的な考え方を示す「基本理念」で、消費者の権利などを明らかにすることにより、本市の消費者施策の方向性を示します。

「消費者基本法（第2条）」に掲げる基本理念を参考に規定します。

### (2) 相互理解と協力

- ・市民の消費生活の安定及び向上のため、消費生活に関わる市、事業者、消費者等が相互にその責務等を理解し協力します。

【説明】条例の目的である市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市、事業者、消費者等が、お互いの責務等を認め合い、理解協力して取り組むべきことを規定します。

「消費者基本法の総則」には、地方公共団体、事業者及び消費者等の責務等が明記されています。

### (3) 他の地方公共団体等との協力

- ・消費者施策を推進するに当たって、他の地方公共団体や関係機関と相互連携し協力します。
- ・また、消費生活の安定及び向上を推進するうえで、必要に応じて国又は地方公共団体に意見を述べていきます。

【説明】他の地方公共団体や関係機関との連携により、消費者施策を効果的に推進します。

### (4) 消費者施策の推進に関する計画策定

- ・消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定します。策定にあたっては、帯広市消費者保護審議会の意見を聴きます。

【説明】帯広市の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し市民に公表します。

### (5) 消費生活センター

- ・「消費生活センター」の設置、位置付け、機能等を規定します。

【説明】消費生活センターの機能を担う「帯広市消費生活アドバイスセンター」では、消費生活に係る苦情相談、あっせん、情報収集、提供などを行っていますが、条例で規定していませんでした。

条例で「消費生活センター」の位置付けや機能を明確にすることにより、広く市民に周知するとともに、消費生活に係る苦情相談など利用の促進を図ります。

消費者安全法では、市町村に対し「消費生活センター」の設置を求めています。

## 6 現行条例を改正するもの

### (1) 消費者の権利擁護に関する施策

<b>【現行】 消費者の権利保護の施策</b>
<危害の防止> ・欠陥商品等の供給を禁止し、欠陥商品等であることが明らかになったときは、市長は、情報の収集、必要な調査をするとともに、事業者に回収させるなどの措置を講じます。
<取引等の適正化> ・商品等に関する容器や包装、表示、計量、宣伝広告等の適正化を求めています。
<物価の安定対策> ・生活必需物資の価格及び需給動向を調査、情報提供し、事業者に対し必要な要請をします。
<苦情処理体制> ・事業者、市の責務として、消費者苦情や相談に対し、誠意を持って適切、迅速に処理します。 ・消費者訴訟の援助を行います。



<b>【改正】 消費者の権利擁護に関する施策</b>
<消費者の安全確保> ・欠陥商品等の供給を禁止し、事業者は常に商品等の品質の向上に注意を払うよう規定します。 ・欠陥商品等が供給されている疑いがあるときは、事業者及び市が講ずべき措置を規定します。
<取引行為の適正化> ・事業者と消費者との間で紛争が生じやすい禁止すべき不当な取引行為を具体的に規定し、必要な調査、情報提供を行います。
<事業活動の適正化> ・商品等に関する計量、広告、表示、包装の適正化及び消費者の簡易包装への協力について規定します。
<商品等の確保及び物価の安定> ・事業者は、商品等の円滑な流通及び価格の安定に努めることを規定します。 ・生活関連商品等の流通を妨げ、不当な価格で供給していると認められたときは、必要な調査、情報提供を行います。
<消費者被害の救済> ・事業者、市の責務として、消費者苦情や相談に対し誠意を持って、適切、迅速に処理します。 ・消費者訴訟の援助を行います。

【説明】現行条例の「取引の適正化」については、悪質商法などの不当な取引行為による被害の防止を図る「取引の適正化」と、計量、広告、表示、包装を規定する「事業活動の適正化」とし、より具体的に実効性をもった内容に見直します。

特に、「取引の適正化」については、「特定商取引法（訪問販売や通信販売、電話勧誘販売取引など）」に基づき、商取引における禁止行為を具体的に規定し、不当な取引行為が行われているとき、又は疑いがある場合は、実態を明らかにするための調査や消費者被害の拡大・防止のための情報提供など必要な措置を講ずることとします。

このほか、「消費者の安全確保」、「商品等の確保及び物価の安定」、「消費者被害の救済」について内容を見直します。

## (2) 消費者の自立支援に関する施策

### 【現行】 消費者の啓発及び組織化

- ・消費生活の安定向上を図るため、情報の収集と提供、啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育の充実に努めます。
- ・資源等の有効利用に関する啓発を行います。
- ・消費者団体の自主的な活動が促進されるよう必要な支援に努めます。



### 【改正】 消費者の自立支援に関する施策

- ・消費生活に関する情報収集に努め、消費者被害の防止のための情報の周知、注意喚起に努めます。
- ・消費生活に関する学習機会の充実と知識の普及、情報提供により啓発を行います。
- ・環境の保全と資源・エネルギーの有効利用に関する知識の普及、啓発を行います。
- ・消費者団体の自主的な活動が促進されるよう必要な支援に努めます。
- ・消費者の意見・要望等を把握し、消費者施策に反映するよう努めます。

【説明】 現行条例においても情報の収集と提供及び教育、啓発について規定していますが、新たに消費者被害の防止のための情報の周知により、注意喚起に努めます。

健全な消費生活を推進する上で良好な環境が保持されることが必要なことから、消費生活における環境及び資源等の有効利用に関する啓発を行います。

市長は、消費生活の安定及び向上のため、広く消費者の意見、要望等を把握し、消費者施策に反映させるよう努めるものとしします。

## (3) その他の見直し

- ・事業者の責務等について、「消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識及び経験等への配慮」に努めることを追加します。
- ・事業者団体の役割として、苦情処理体制の整備など消費者との信頼の確保に努め、市が実施する施策への協力を求めます。
- ・消費者団体の役割として、消費生活に関する情報収集や提供、消費者教育、被害防止のための自主的活動に努めることを求めます。